

流域治水協議会の設置について

流域治水協議会の設置について

R2. 6. 10 国土交通省 水管理・国土保全局課長通知

流域治水プロジェクトの推進について

令和元年東日本台風をはじめ、平成30年7月豪雨や平成29年九州北部豪雨等、近年激甚な水害が頻発しているところであり、さらに、今後、気候変動による降雨量の増大や水害の激甚化・頻発化が予測されている。

このような水災害リスクの増大に備えるために、河川・下水道等の管理者が主体となって行う対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」への転換を進めることが必要である。

ついては、各一級水系において、別紙により、「流域治水協議会」を設置のうえ、流域全体で緊急的に実施すべき流域治水対策の全体像を「流域治水プロジェクト」として策定・公表し、流域治水を計画的に推進されたい。

R2. 6. 10 国土交通省 水管理・国土保全局課長通知 別紙

1. 協議会の趣旨

今般設置する協議会は、近年頻発している激甚な水害や気候変動による今後の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備え、集水域から氾濫域にわたる流域全体のあらゆる関係者が協働して、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するためのものである。

このため、協議会においては、河川整備計画に基づく河川整備やダム建設、大規模氾濫減災協議会の取組方針に基づく避難や水防等の取組を十分に共有するとともに、被害の防止・軽減に資する流域における対策を総合的に検討の上、密接な連携体制を構築するための協議等を行うこととする。

荒川流域における流域治水協議会の設置の考え

R2. 6. 10 国土交通省 水管理・国土保全局課長通知 別紙

2. 協議会の設置

各一級水系において、**水系ごとに設置**することを基本とする。ただし、**円滑な協議の実施**や**構成員となる地方公共団体等の負担の軽減**等の観点から、複数のブロックに分割して設置することや、**既に設置されている「大規模氾濫減災協議会」**、「流域総合治水対策協議会」等の**枠組みを活用**することなども検討の上、地域の実情に応じて適切に設置する。

協議会の名称は、既存の協議会の名称を用いるなど、「流域治水協議会」以外の名称を付すことも可能であり、協議会の趣旨を踏まえ、地域の実情等に鑑みて決定する。

3. 協議会の構成員

関係する河川管理者、下水道管理者、都道府県、市区町村を基本とし、必要に応じて、流域治水対策に関係する企業(利水ダム管理者等)等を追加する。

荒川流域における考え方(案)

- 荒川流域では、既存の大規模減災協議会は山形県側と新潟県側に分かれて設置されていることや円滑な協議のために、この枠組みを活用し、分割して設置することとしました。
- 山形県側の取組みは、大規模氾濫時の減災対策協議会協議会で検討するソフト対策が主なものになるため、構成員は大規模氾濫時の減災対策協議会の構成員をもとに選定しました。
- 行政機関の対象部局は、危機管理部局(県、町)、河川部局(県)、砂防部局(国・県)とし、今後新たな「流域対策」の検討にあたり必要に応じて構成員以外の者(学識経験者等)に対し出席を求めることができるものとしてしました。

2

荒川流域における流域治水協議会の設置の考え

R2. 6. 10 国土交通省 水管理・国土保全局課長通知 別紙

4. 協議会 での取組 事項

(1) 流域治水プロジェクトの策定・公表

気候変動への水害リスクへの増大に備え、令和元年 東日本台風により甚大な被害が発生した7水系において推進している「緊急治水対策プロジェクト」を参考に、戦後最大規模の洪水などの具体的な目標を設定し、流域全体で水害を軽減させる治水対策を共有、検討のうえ、以下内容の記載を基本とした**水系ごとの流域治水プロジェクトを、令和2年度末までに策定**し、各構成機関のホームページ等を通じて公表・周知する。

(2) フォローアップ

流域治水プロジェクト策定後は、毎年協議会等を開催するなどして、**対策の実施状況を確認**する。また、情勢の変化に対応して必要に応じて見直しを行うこと。

荒川流域における考え方(案)

- 今回策定する荒川流域の流域治水プロジェクトは新潟県側、山形県側をまとめて策定します。
- 令和2年度末の流域治水プロジェクトの策定・公表に向け、本協議会で議論を進めていきます。(現時点で考えているスケジュールは議題3で説明)
- 次年度以降、対策の実施状況の確認などのフォローアップを実施していきます。

3

荒川（上流域）流域治水協議会（仮称）

設立趣旨（案）

今般設置する協議会は、近年頻発している激甚な水害や気候変動による今後の降雨量の増大と水害の頻発化・激甚化に備え、集水域から氾濫域にわたる流域全体のあらゆる関係者が協働して、流域全体で水害を軽減させる治水対策である「流域治水」を計画的に推進することを目的とする。

協議会では、大規模氾濫減災協議会の取組方針に基づく避難や水防等の取組を十分に共有するとともに、被害の防止・軽減に資する流域における対策を総合的に検討の上、密接な連携体制を構築するための協議等を行うものである。

さらには、隣接する新潟県側に設置される荒川（下流域）流域治水協議会で検討される取組を合わせ、荒川水系の上下流一体となった治水対策の全体像となる「荒川流域治水プロジェクト」を策定し、対策の実施状況についてフォローアップを行う。

荒川（上流域）流域治水協議会 規約（案）

（設置）

第1条 「荒川（上流域）流域治水協議会」（以下「協議会」）を設置する。

（目的）

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、荒川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び召集は事務局が行う。

3 事務局は、構成員の同意を得て、別表の職にある以外の者（学識経験者等）に対し、協議会に出席を求めることができる。

（協議会の実施事項）

第4条 協議会は、次の各号にあげる事項を実施する。

1 荒川（上流域）流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。

2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。

3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。

4 その他、流域治水に関して必要な事項。

（協議会資料等の公表）

第5条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

（雑則）

第6条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（事務局）

第7条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、山形県県土整備部河川課及び山形県置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課に置く。

（附則）

第8条 本規約は、令和2年 月 日から施行する。

別表

荒川（上流域）流域治水協議会構成員

機 関 名	代 表 者
(委員)	
小国町	町 長
気象庁 山形地方气象台	台 長
国土交通省 北陸地方整備局 羽越河川国道事務所	事務所長
国土交通省 北陸地方整備局 飯豊山系砂防事務所	事務所長
山形県 防災くらし安心部 防災危機管理課	防災危機管理課長
山形県 県土整備部 河川課	河川課長
山形県 県土整備部 砂防・災害対策課	砂防・災害対策課長
山形県 置賜総合支庁	総務企画部長
山形県 置賜総合支庁	建設部長